

すみだ女性センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																														
<p>（使用の不承認）</p> <p>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</p> <p>(1)～(4)〔略〕</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等を使用<u>することができなくなったとき。</u></p> <p>(4)〔略〕</p> <p>（原状回復）</p> <p>第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、<u>又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条 区長は、次の各号の<u>一</u>に該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</p> <p>(1)～(4)〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 区長は、次の各号の<u>一</u>に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等<u>の使用</u>ができなくなったとき。</p> <p>(4)〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき<u>又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</u></p>																																																														
別表	別表																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前 (午前9時から正午まで)</th> <th>午 後 (午後1時から午後4時30分まで)</th> <th>夜 間 (午後5時30分から午後9時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>5,000円</td> <td>5,900円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>第一会議室</td> <td>2,200円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>第二会議室</td> <td>2,200円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>第三会議室</td> <td>2,200円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>2,200円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>付帯設備</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使 用 料			午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜 間 (午後5時30分から午後9時まで)	ホール	5,000円	5,900円	5,900円	第一会議室	2,200円	2,400円	2,400円	第二会議室	2,200円	2,400円	2,400円	第三会議室	2,200円	2,400円	2,400円	和室	2,200円	2,400円	2,400円	付帯設備	1,000円	1,000円	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午 前 (午前9時から正午まで)</th> <th>午 後 (午後1時から午後4時30分まで)</th> <th>夜 間 (午後5時30分から午後9時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>4,600円</td> <td>5,400円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>第一会議室</td> <td>2,000円</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>第二会議室</td> <td>2,000円</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>第三会議室</td> <td>2,000円</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>2,000円</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>付帯設備</td> <td>〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> <td>〔同左〕</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使 用 料			午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜 間 (午後5時30分から午後9時まで)	ホール	4,600円	5,400円	5,400円	第一会議室	2,000円	2,200円	2,200円	第二会議室	2,000円	2,200円	2,200円	第三会議室	2,000円	2,200円	2,200円	和室	2,000円	2,200円	2,200円	付帯設備	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
区 分		使 用 料																																																													
	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜 間 (午後5時30分から午後9時まで)																																																												
ホール	5,000円	5,900円	5,900円																																																												
第一会議室	2,200円	2,400円	2,400円																																																												
第二会議室	2,200円	2,400円	2,400円																																																												
第三会議室	2,200円	2,400円	2,400円																																																												
和室	2,200円	2,400円	2,400円																																																												
付帯設備	1,000円	1,000円	1,000円																																																												
区 分	使 用 料																																																														
	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜 間 (午後5時30分から午後9時まで)																																																												
ホール	4,600円	5,400円	5,400円																																																												
第一会議室	2,000円	2,200円	2,200円																																																												
第二会議室	2,000円	2,200円	2,200円																																																												
第三会議室	2,000円	2,200円	2,200円																																																												
和室	2,000円	2,200円	2,200円																																																												
付帯設備	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕																																																												
付記	付記																																																														
<p>1～4〔略〕</p> <p>5 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用する場合は、<u>付記4</u>の加算額を徴収しない。</p>	<p>1～4〔略〕</p> <p>5 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用する場合は、<u>4</u>の加算額を徴収しない。</p>																																																														
付 則																																																															

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、
なお従前の例による。